

飼い犬のしつけ教室

日時 11月14日(木)午前10時～11時30分・午後1時30分～3時
場所 明石西公園 出会の広場 (明石市北王子町)
 雨天の場合は明石川水道サービスセンター 会議室
募集人員 40組(午前・午後各20組・先着順)
応募要件 次のいずれにも該当する場合に応募できます。
 生後4ヵ月～1年の飼い犬
 犬の登録と狂犬病予防注射及び7種(5種)混合ワクチン接種が完了しているもの
実施内容 しつけの必要性と基本 しつけの実技 ゲーム
参加費 無料
申し込み・問い合わせ 10月2日(水)午前9時より電話にて、明石健康福祉事務所衛生課へ ☎078(917)1129



くらし

猫の引き取り

日時 10月7日(月)・25日(金)午前9時～11時
場所 産業生活課

引取手数料 千700円(生後91日以上は1匹、生後90日以内は1回につき10匹まで)
 前記以外の日時では、引き取りできません。

問い合わせ 産業生活課
 ☎0794(35)2364

犬の引き取り

日時 毎週水曜日 午前10時15分～10時35分
場所 加古川健康福祉事務所

裏庭(印鑑持参)
引取手数料 千700円(生後91日以上は1頭、生後90日以内は1回につき10頭まで)
 時間は厳守でお願いします。
問い合わせ 明石健康福祉事務所衛生課
 ☎078(917)1129

犬のフンの始末をしよう!
 犬の散歩に行くときは、必ずフンの始末を行い、フンは自宅に持ち帰りましょう。

犬のフンボックスについて
 犬のフンボックスについては、啓発用に設置をしており、いっぱいになっていない場合は、そこに入れて持ち帰りましょう。マナーが悪いところは撤去します。随時、移動もしくは撤去します。

認可外保育施設の設置にかかる届け出について

児童福祉法の改正により、本年10月から、事業所内保育所などを除き県知事の認可を受けていない保育施設を運営している、あるいは運営をされようとする方は県知事への届け出が必要となります。

問い合わせ 兵庫県県民生活部福祉局児童課 保育係
 ☎078(341)7711

建築基準法等の改正により建ぺい率を指定します

建築基準法と都市計画法の改正により、従来60%と規定されていた第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、準工業地域、工業地域および80%と規定されていた近隣商業地域の建ぺい率に新たに選択肢が加わるため、都市計画法に基づき都市計画変更し建ぺい率を指定します。

なお、改正された建築基準法の公布日(7月12日)から6ヵ月以内に都市計画変更し、指定しなければならぬため、今回は現在の建ぺい率をそのまま指定します。これらの用途地域における実態的な制限等は従前と変わりません。

また、今回の建築基準法の改正により、一定の条件に該当す

る住宅用の建築物にあつては、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び準工業地域内では、都市計画で定めた容積率を割り増すことができることとなりましたが、播磨町では従前の通り都市計画で定めた容積率で運用します。

建ぺい率の指定については、次の通り都市計画変更の案の縦覧を行います。

縦覧期間 10月3日(木)～16日(水)
縦覧場所 都市計画課
 ☎0794(35)2366

問い合わせ 意見書提出先 都市計画課
 ☎0794(35)2366

無料で耐震診断を実施します

診断は「住宅耐震診断員」が皆さんの住宅へ派遣され、簡単な方法で行います。

対象建築物 昭和56年5月以前着工の住宅。店舗併用住宅などの場合は、延べ面積の半分を超える部分が住宅として使用されている場合に限りです。

ツバーイフォー住宅や、丸太組工法の住宅は対象外です。

建物の区分所有等に関する法律(区分所有法)が適用される住宅は、管理組合の議決書など

が必要となります。

建築図面などを備えていれば診断がスムーズに行えます。

診断予定戸数 60戸

診断料 無料

申し込み対象 住宅の所有者

申し込み 都市計画課
 ☎0794(35)2366

水道

給水装置工事業者の指定

(株)富士土木興業
 (住所) 加古川市加古川町 寺家町352-7
 ☎0794(53)6500
問い合わせ 工務課
 ☎0794(35)2373

お知らせ

BAN BANテレビ「東播磨ふれあいネット」の放送時間が変わります!

加古川・高砂・播磨・稲美の2市2町の行政情報番組「東播磨ふれあいネット」の放送時間が10月1日から変わります。10月の特集前半は「いなみ文化の森オーブン10周年」後半は「ぶらり高砂ラリー2002」です。

放送時間

金	午前9時30分～、午後0時15分～、午後5時～、午後11時～
水	午前8時～、午前11時～、午後3時15分～、午後8時～
木	午後8時15分～、午後3時～、午後9時30分～
日	

国民年金Q&A

こんな時はどうしたらいいの?

Q 私は昭和12年2月20日生まれで今年65歳になります。
 私には保険料を納めていない期間が5年と免除を受けた期間が3年ありますが、年金額はいくらになるのでしょうか。

A 保険料を納めた期間が決め手です。老齢基礎年金の額は、保険料を納めた期間、免除を受けた期間、加入可能年数をもとにして計算されます。加入可能年数は本人の生年月日によって決まっているので、年金額は保険料の納付期間がどれだけあるかが決め手になるのです。また、納付が困難であったときに免除申請して承認された期間も年金計算に算入されます。あなたは加入可能年数が35年ですので、5年間の未納期間と3年間の免除期間以外はすべて保険料を納められたとして計算してみましよう。

老齢基礎年金(65歳請求時)の計算式(14年度)

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を全額免除の月数} \times 1/3 + \text{保険料を半額免除の月数} \times 2/3}{\text{加入可能年数} \times 12(\text{月})}$$

あなたの場合は $804,200円 \times \frac{27年 \times 12月 + 3年 \times 12月 \times 1/3}{35年 \times 12月} = 643,400円$

受給資格期間と加入可能年数

国民年金制度が発足したのが昭和36年4月1日ですので、そのとき20歳以上の人は、60歳になるまで40年間加入することができません。それらの人には生年月日により、表のとおり短縮措置がとられています。受給資格期間とは、老齢基礎年金を受けるための最低必要な期間。

受給資格期間と加入可能年数早見表

生年月日	受給資格期間	加入可能年数
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	25年(300ヵ月)	34年(408ヵ月)
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日		35年(420ヵ月)
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日		36年(432ヵ月)
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日		37年(444ヵ月)
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日		38年(456ヵ月)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日		39年(468ヵ月)
昭和16年4月2日～以後		40年(480ヵ月)

問い合わせ 加古川社会保険事務所 ☎0794(27)4511

播磨町駅北「メディカルフロア」10月から診療開始!



セフレ播磨

山陽電車播磨町駅北地区優良建築物等整備事業の中で兵庫県住宅供給公社によって建築されたマンション「セフレ播磨」の2階の一部を播磨町が「公益施設」として取得し、播磨町にはない、または比較的少ない医療機関を誘致(賃貸)し、診療科目の充実を図る計画を進めてまいりましたが、10月1日から、整形外科「耳鼻咽喉科」「眼科」が診療を始めます。また、来年4月から「皮膚科」が開業される予定です。

問い合わせ 健康福祉課
 ☎0794(35)2366

井戸水を飲み水として利用している皆様へ

近年、O-157やクリプトスポリジウムなどの病原性微生物や有害化学物質による地下水汚染が全国的に問題となつていきました。
 あなたが飲用している井戸水は安全でしょうか。飲用にはぜひ水道水を利用されることをお勧めします。町の水道では、重金属や農薬など有害化学物質・病原菌の有無など46項目にわたる検査をして、水道水としての水質基準をクリアした水を供給しており、また、安全な水を供給するため、日夜を問わず水道原水の監視や施設の維持管理が行われています。
 何らかの理由で、井戸水を利用する場合は、自己責任で、定期的に水質検査を行い、安全を確認して下さい。また、飲み水として利用する場合は、生水を飲まないで、必ず煮沸して飲むようにしましょう。
▶問い合わせ 加古川健康福祉事務所 薬務・生活衛生課 ☎0794(22)0001

交通事故の状況

平成14年8月末現在 (昨年比)

	件数	傷者	死者
加古川市	1,737(+120)	2,090(+88)	10(+4)
稲美町	228(+30)	291(+21)	2(±0)
播磨町	167(+1)	206(+9)	1(+1)